

最高裁秘書第1602号

令和4年5月31日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年5月24日に答申（令和4年度（最情）答申第4号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第46号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和3年12月24日（令和3年度（最情）諮詢第46号）

答申日：令和4年5月24日（令和4年度（最情）答申第4号）

件名：裁判所の標準的なワープロソフトとして一太郎からワードに変更した理由
が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「裁判所の標準的なワープロソフトとして、一太郎からワードに変更した理由が分かる文書（最高裁判所情報政策課が作成したもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年11月15日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出は、裁判所において職員が業務に使用するパソコンに標準的にインストールされる文書作成用ソフトウェアを、ジャストシステム社の日本語ワープロソフト「一太郎」（以下「一太郎」という。）からマイクロソフト社の文書作成ソフトウェア「Microsoft Word」（以下「ワード」という。）に変更した理由が明らかにされている最高裁判所事務総局情報政策課（以下「情報政策課」という。）が作成した文書の開示を求めるものと整理した上で、対象文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。この点、苦情申出人は、本件

開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張する。

2 確かに、裁判所において職員が業務に使用するパソコンには、かつて一太郎が標準的にインストールされていたことがあり、また、現在はワードが標準的にインストールされていることから、文書作成用ソフトウェアに変更があったことは認められ、当時、所管課となる情報政策課における検討等を基に当該変更に関する何らかの判断が行われたことは推測できる。

しかし、その際に変更の理由が明らかにされている文書が作成又は取得されたか否かは現在確認できず、かかる検討等があった時期から10年以上が経過していると考えられることに鑑みると、そのような文書が作成又は取得されていたとしても、既に廃棄されていることが不合理とはいえない。このような状況を踏まえると、過去に本件開示申出に係る文書を作成又は取得していた可能性はないとはいえないものの、実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

3 念のため、その後改めて当時の経緯等を示した文書が作成されている可能性を踏まえ、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年12月24日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年4月14日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出について、「裁判所において職員が業務に使用するパソコンに標準的にインストールされる文書作成用ソフトウェアを、一太

郎からワードに変更した理由が明らかにされている情報政策課が作成した文書」の開示を申し出るものと整理したことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所において職員が業務に使用するパソコンには、一太郎が標準的にインストールされていたことがあり、また、現在はワードが標準的にインストールされていることから、文書作成用ソフトウェアに変更があったことが認められる。

上記確認結果を踏まえれば、文書作成用ソフトウェアに変更があったことについて、所管課となる情報政策課における検討等を基に当該変更に関する何らかの判断が行われたことは推測できるが、上記検討等があった時期から 10 年以上が経過していると考えられることから、変更した理由が明らかになる文書を実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容に特段不自然な点は見当たらず、不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委員長 戸雅子